

しずくいし 商工会つうしん

「しずくいし商工会つうしん」令和8年3月25日発行《第128号》 発行責任者:雫石商工会 会長 高橋憲功

〒020-0527 岩手県岩手郡雫石町中町7番地4 TEL:019-692-3321 FAX:019-692-1667 ULR:<http://www.shokokai.com/shizukuishi/>

中小企業・小規模事業者支援対策 各種補助金

【国】小規模事業者持続化補助金

- ◆概要
販路開拓等や生産性向上の取組に要する経費の一部を補助
- ◆補助対象経費
機械装置等、広報費、展示会出展費等
- ◆補助率
2/3～3/4
- ◆補助上限額
50万円～250万円
- ◆受付開始:3/6(金)、締切:4/30(木)
※申請枠により補助率・補助上限額変動
※締切の1週間前までに支援機関の認定が必要となります。
※事前に、各事業者においてGビズIDの取得が必要となります。
※雫石商工会へご相談ください。

【岩手県】賃上げ環境整備緊急支援事業費補助金

- ◆概要
経営革新承認を受けている(今後受ける)事業者が導入する機械装置等に対する補助金
- ◆補助対象経費
機械装置、システム構築費、技術導入費、専門家経費等
- ◆補助率
2/3(通常枠)、1/2(デジタル枠)
- ◆補助上限額
200万円(通常枠)、100万円(デジタル枠)
- ◆申請受付期間
3/23(月)～5/27(水)
- ◆問い合わせ先
岩手県商工労働観光部経営支援課
E-mail:AE0002@pref.iwate.jp

※通常枠と
デジタル枠
の併用不可

※岩手県物価高騰対策賃上げ支援金のご案内は、裏面に記載しております。

雫石商工会青年部創立60周年記念式典 開催

雫石商工会青年部では、令和8年2月20日(金)午後3時30分から、雫石町中央公民館大会議室において、創立60周年記念式典並びに祝賀会を開催しました。

当日は多数の来賓や関係者が出席し、菊池大輔青年部長による式辞、高橋憲功商工会長の挨拶、第14代から第17代青年部長に対する感謝状の授与が行われました。式典では、小笠原一貴副部長が青年部宣言を読み上げ、参加した各青年部員がその後続き、「創造力と行動力をいかし、地域振興発展の先駆者となり、新しいまちづくりの原動力となる」誓いの言葉を共に読み上げました。

祝賀会では青年部オリジナルのアトラクションも行われ、会場は大いに盛り上がりました。



【感謝状 被表彰者】(敬称略)

- 第14代青年部長 谷地和幸
- 第15代青年部長 煙山 誠
- 第16代青年部長 千葉茂人
- 第17代青年部長 松原宏樹



物価高騰対策賃上げ支援金のご案内

岩手県では、県内の中小企業等の賃上げの加速化を図り、中小企業に必要な人材を確保していくため、賃上げ支援を実施しております。

1. 支援対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※公益法人、協同組合、個人事業主等(従業員を1人以上雇用している者に限る)も含む。

2. 支給要件

①賃上げの対象時期

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで(賃金の支給が令和8年10月31日までのものを含む)

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。

ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

③賃上げ額

(ア)対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して1時間当たり60円以上引き上げていること。

(イ)最低1月以上、引上げ後の賃金支給実績があること。

(ウ)引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。

④その他

申請時点において、事務所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が最低賃金を上回っていること。

3. 支援金額 従業員1人当たり6万円、最大50人分(1事業所当たり最大400万円)

※令和7年10月1日から令和7年12月1日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を時給1,031円以上に引き上げた場合は、2万円加算する。

4. 支給上限 岩手県全体で25億4,000万円を上限とし上限に達し次第終了

なお、上限に達しない場合でも、令和8年11月13日(金)で受け付け終了

5. 問い合わせ先

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局 電話:019-601-7165(9:00-17:00、土日祝お盆期間を除く)

令和8年度事業所健康診断(会員向け)

●日にち

令和8年 6月9日(月)、6月18日(木)

●会場

雫石町 総合福祉センター(千刈田82-2)

※前年度から、会場は雫石商工会館ではありません。
※検診の詳細については、別添実施案内、受診申込書等をご覧ください。

※日程及び会場は、予防医学協会の都合により決定しております。ご理解とご協力をお願いします。

労働保険の年度更新について(お知らせ)

事務委託されている事業所におかれましては、労働局から必要書類から必要書類が届き次第、発送いたしますので、必要書類をご記入の上、**期限厳守**にてご提出いただきますようお願いいたします。

・期限 **令和8年4月15日(水) 17時厳守**

<令和8年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+②
					雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月~令和8年3月の雇用保険料率)

※上記、雇用保険料率の表は、拡大したものを別に同封しております。

定期人事異動について

令和8年3月31日付けで、下記の職員が異動となります。長年にわたり、お世話になり、ありがとうございました。カッコ内は、異動先商工会名等です。

前田智栄子(本部 二戸駐在 広域経営指導員)

多田 信将(陸前高田商工会 経営指導員)